

「老人扶養控除」「特別扶養控除」限定の要領
令和7年12月26日策定

豊見城市改良住宅家賃過大徴収分返還要領

(趣旨)

1 この要領は、令和6年6月28日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課から発出された「公営住宅法施行令第1条第3号『収入』の控除方法について」により豊見城市改良住宅の家賃を再算定し、過大徴収が判明したものに係る返還方法等について必要な事項を定める。

(家賃返還対象月及び金額の決定)

2 家賃返還対象月及び金額の決定は、次のとおりとする。

- (1) 令和元年度から令和5年度までの家賃については、豊見城市都市計画課（以下、都市計画課といふ。）において再算定を行い、返還対象月及び金額を決定するものとする。
- (2) 平成26年度から平成30年度の家賃については、該当する入居者等（退去者を含み、原則として市改良住宅契約名義人とする。）からの申出により、都市計画課において再算定を行い、返還対象月及び金額を決定するものとする。
- (3) 令和元年度から令和5年度の家賃について、入居者等が都市計画課における再算定によつてもなお過大納付のおそれがあると懸念する場合は、(2)に準じて再々算定の申出をすることができる。
- (4) 還付加算金の額は、過誤納金に係る収納を確認した日の翌日から返還を決定した日までの日数に応じ、当該過誤納金に地方税法過誤納金の還付に規定する法定利率を乗じて得た額とし、加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるとき、その端数金額又はその金額を切り捨てる。過誤納金を収納した日が確認できないときは、当該過誤納金も納期の末日を収納のあった日とみなす。
- (5) (1)～(3)の再算定等により返還対象月及び金額が発生した場合は、申出者及び入居者等に連絡をし、都市計画課において返還手続きを行う。

(申出の手続き)

3 2(2)(3)の申出には、申出書（様式1）を用い、都市計画課が再算定等において必要と認める場合は、申出者は該当年度の入居世帯員及び家賃算定に係る別居世帯員全員の所得関係資料及び世帯構成の分かる書類を添付するものとする。

(再算定等の結果)

4 都市計画課は、2(1)の返還金を支払うときは、対象者にその旨を通知するものとする。また、2(2)(3)の申出があった場合は、速やかに再算定等を行い、その結果を申出者に通知するものとする。（様式2）

(過大徴収家賃の返還)

5 2において家賃の過大徴収が認められた場合は、速やかに過大徴収分を返還するものとする。現在入居中の該当世帯への返還は、市改良住宅家賃振替口座への振込とする。また、退去者の返還は、申出者の指定する口座への振込とする。（様式3）

附則

この要領は、令和7年12月26日から施行する。